

## 入札説明書等に関する質問(第2回)に対する回答

### 事業名：(仮称)東大阪市環境センター整備事業

- ・「(仮称)東大阪市環境センター整備事業」の入札説明書等について、令和7年12月17日までに寄せられた質問への回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・各質問への回答は、現時点での東大阪市の考え方を示したものです。入札説明書等の内容について、加筆・訂正等を行う場合は、適宜、改定版等を提示しますのでご留意ください。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和8年1月16日

東大阪市

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	数	数 (数)	カナ	(カ)	英字		
1	入札説明書	供用開始時期	3	第2	4	(3)			東部・西部の工事中に、要求水準書に関する質問(第1回)への回答70にある土壤汚染等の理由により、どちらか一方の工期が適切に延長された場合、もう一方の工期は変更なしとして供用開始が可能でしょうか。あるいは東部・西部双方とも等しく工期を延長させるものでしょうか。	工期の変更について、現時点では具体的な想定が困難なため、市と協議を行うこととします。なお、その場合に追加費用が生じた場合は、事業契約書に基づき合理的な範囲で市が負担します。
2	入札説明書	供用開始時期	3	第2	4	(3)			上記質疑について、工期が延長された場合に、維持管理期間及び事業期間の取り扱いは同年数を延長するのでしょうか。もしくは事業期間終了予定の令和26年3月末日は変わらず、維持管理期間の短縮となるのでしょうか。	工期が延長された場合の維持管理期間及び事業期間の取扱いについて、現時点では具体的な想定が困難なため、市と協議を行うこととします。なお、その場合に追加費用が生じた場合は、事業契約書に基づき合理的な範囲で市が負担します。
3	入札説明書	提案書に関するヒアリング(プレゼンテーション)の実施	13	第4	1	(10)			提案提出から提案書に関するヒアリングまでの期間があまりなく、準備が十分にできません。提案書に関するヒアリングについての要綱を提案提出前に公表いただけないでしょうか。プレゼンの制限時間等により準備すべき資料が異なるため、せめて出席人数の制限や制限時間等の情報を開示いただきたいです。	入札参加申請のあったグループに対し、入札提出書類(提案書)の受付期間開始までに、ヒアリングに関する実施要領を提供することとします。詳細については入札参加申請のあったグループに個別に連絡します。
4	入札説明書	提案書に関するヒアリング(プレゼンテーション)の実施	13	第4	1	(10)			提案書に関するヒアリングの日程は3月16日で変更はないでしょうか	現時点では3月16日から変更はありません。最終的には、追って提供するヒアリングに関する実施要領を確認してください。

## ■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	数	数 (数)	カナ	(カ)	英字		
1	要求水準書	入退館管理設備について	22	第3	3	(4)	イ	(ス)	職員エントランスの入退館管理設備は職員様が朝出勤された際に開錠し、退勤される際に施錠されるという理解で良いでしょうか。(職員様が勤務されている間は開錠の状態)	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	自動体外式除細動器(AED)	24	第3	3	(4)	エ	(イ)	AEDについて、要求水準上1台とありますが、第一回目の質疑(要求水準書(別紙・別添資料・その他)No7)では同フロアに1台との回答があります。必要な諸室が複数階に跨ぐ場合、建物として1台設置することは不可でしょうか。(本施設規模において、建物に1台あれば十分かと考えます。)	AEDについて、各環境センターに1台設置とすることを可とします。要求水準書【別紙5 什器・備品リスト】を修正します。
3	要求水準書	自動体外式除細動器(AED)	24	第3	3	(4)	エ	(イ)	前回の質疑回答ではリース方式は不可とのことでしたが、レンタル方式での調達は可能としていただけますでしょうか。	リース、レンタルによる調達を不可とします。事業者にて買取りし調達してください。
4	要求水準書	管理・事務職員執務室	25	第3	3	(5)	ア		要求水準に記載の「カウンター」は什器・備品として見込んでよろしいでしょうか。	要求水準書に示す水準を満足させることを前提として、什器・備品として見込むことも可とします。
5	要求水準書	清掃員控室	26	第3	3	(5)	ア		要求水準に記載の「清掃資材保管スペース(物品棚等)」は什器・備品として見込んでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	土壌汚染調査	38	第4	2	(1)	イ		土壌汚染調査について、土地利用履歴調査を行ったとあります。その結果を共有いただきたくお願ひいたします。	土地履歴調査結果は公表いたしません。
7	要求水準書	既存建築物に係る調査(PCB、アスベスト等)	38	第4	2	(1)	カ		11月26日に公開された要求水準書に関する質問への回答78、79について、「【別添資料6 既存施設図面】を参考として(中略)適切に費用をお見込みください」とありますが、要求水準書(別紙・別添資料・その他)に関する質問への回答10によると電気設備図・機械設備図が存在しないとあります。設備機器の保護管などに使用される材料にもアスベスト含有の可能性があるため、適切に費用を見込むことができる範囲を超えていきます。発注者と受注者の公平な立場に基づき、別途協議してください。	原案のとおりとします。なお、要求水準書【別添資料4 アスベスト調査結果】について、内容を追加したものをお公表します。
8	要求水準書	市による完工確認	43	第4	4	(3)	ウ	(イ)	貴市による完工確認を引渡し時ではなく、竣工時に実施してください。什器・備品の設置後の完工確認では、貴市から指摘された不具合の補修が困難になる可能性があります。	原案のとおりとします。
9	要求水準書	駐車場の機械警備について	56	第5	4	(2)			要求水準の基準を明確化したい為、現状の西部環境センターの機械警備におけるセンサー位置、監視カメラ位置をご教示願います。	現状の機械警備の詳細はお示しできません。要求水準を満たすよう事業者にてご提案ください。
10	要求水準書	日常清掃	57	第5	8	(2)	イ		浴室の清掃について、お湯を入れる・抜く作業は開庁日に貴市にて実施頂けるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	要求水準書	油水分離槽の維持管理について							想定される法定点検及び清掃の内容と頻度をご教示ください。また、貴市にて想定がなければ事業者の提案によるものとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。

■要求水準書(別紙・別添資料・その他)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	数	数(数)	カナ	(か)	英字		
1	要求水準書 (別紙・別添資料)	【別紙4】諸室リスト							車庫の排水設備に油水分離槽が求められていますが、洗車スペースを車庫とは別棟で設けている際も必要でしょうか。また、車庫で想定される油分はどのようなものかご教示願います。	車庫においても収集車両等の整備、オイル交換などを行う可能性があるため、車庫と洗車スペースを別棟とする場合においても、車庫の排水設備に油水分離槽を設ける計画としてください。
2	要求水準書 (別紙・別添資料)	【別紙5】什器・備品リスト							分担項目に「事業者」及び「市」のいずれにも「○印」の記載の無い項目は「事業者」の負担と考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書【別紙5 什器・備品リスト】を修正します。
3	要求水準書 (別紙・別添資料)	【別添資料4】アスベスト調査結果							調査報告書の調査結果一覧表に記載の含有率は、重量パーセントと考えて宜しいでしょうか。その場合、調査方法に記載のJIS A 1481-1に基づく定性分析では測定できないと思われます。JIS A 1481-3若しくは4、若しくは5の定量分析調査を併用で実施されていると推測されますので、定量分析の調査結果を開示いただけますでしょうか。	要求水準書【別添資料4 アスベスト調査結果】について、内容を追加したものを公表します。
4	要求水準書 (別紙・別添資料)	【別添資料4】アスベスト調査結果							上記質疑でJIS A 1481-3若しくは4、若しくは5の定量分析調査を実施されていない場合、含有率の算定方法をご教示ください。	質問No.3的回答を参照してください。

■様式集(構成・作成要領)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	数	数 (数)	カナ	(カ)	英字		
1	様式集(様式集の構成・作成要領)	提案書内の企業名に記載について							SPCから受託する「構成企業」「協力企業」から発注する下請け企業に関しては企業名の記載は可能でしょうか。	様式6以降の副本分については、下請け企業やメーカー等を含め、企業名・団体名等は記載しないでください。
2	様式集(様式集の構成・作成要領)	様式5 入札価格の内訳に関する提出書類	6	第2	2	(2)			様式5の副本は正本のコピーで可とありますので、各企業名をマスキングする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集(様式集の構成・作成要領)	電子データの提出	7	第2	2	(3)			正・副があるものについては、両方の電子データを格納することとありますが、正本を副本に企業名対照表を添付するとした場合、企業名対照表及び副本のデータ提出で問題ないでしょうか	正本分の記載について、企業名については対照表を添付することでも構いませんが、入札参加者名は記号とせず入札参加者名を記載してください。

■様式集に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所						質問	回答
			頁	数	数 (数)	カナ	(カ)	英字		
1	様式集	様式5-3 年額の費用合計							⑤修繕・更新業務の年額の合計がⅠ(前期)、Ⅱ(中期)Ⅲ(後期)の合計となっています。そのまますべての青いセルを合計すると⑭費用計は修繕・更新業務の費用が3年分含まれることになりますが、よろしいでしょうか。	⑤修繕・更新業務の年額の合計はⅠ(前期)の値としてください。様式5-3を修正します。
2	様式集	様式5-4 サービス対価A-1の端数処理	4	d k r					4.各年度の支払額の計算における年度支払額の数式で千円未満で切り捨て処理が行われております。1円以下を切り捨てに修正してもよろしいでしょうか。	問題ありません。注1に示すとおり、水色のセルの数字・数式について、不都合がある場合は、適宜調整してください。
3	様式集	様式5-4 サービス対価A-1の端数処理	4	s					サービス対価A-1の令和10年度の支払額を端数処理しておりますが、切り捨てた端数はサービス対価A-2での支払いになるのか、令和10年度のサービス対価A-1として支払っていただけるかどちらでしょうか。	サービス対価A-1として支払います。なお、注1に示すとおり、水色のセルの数字・数式について、不都合がある場合は、適宜調整してください。「4.各年度の支払額の計算」の備考欄に齟齬があるため、様式5-4を修正します。
4	様式集	様式5-7 様式11-14 様式12-14							様式5-7、11-14、12-14は複数枚にわたっていますが、すべての紙面の右肩に入札参加者名、ページ数を記載する必要がありますでしょうか	「様式集(構成・作成要領)」に従い、原則として全ての紙面の右肩に入札参加者名、ページ数を記載することとしますが、様式5-7、11-14、12-14など、Excelで作成し、ページが複数にわたる様式の2ページ目以後については記載がなくても問題ありません。
5	様式集	様式10-1 基礎審査項目チェックリスト							審査内容について、提案書の様式に記載がなくても、事業者が審査内容について確認ができれば、○を記載してもよいとの理解でよろしいでしょうか	いずれかの様式に、基礎審査項目を満たしていることが確認できる内容を記載し、様式10-1に該当様式を明記した上で○を記載してください。

■基本協定書(案)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問	回答
			頁	条	項		
1	基本協定書(案)	業務の委託、請負	4	第6条		①本施設の事前調査業務及び設計業務等を設計企業に、とあります が、事前調査業務のうち、建設企業が実施したほうが効率的 と考えられる事項(電波障害調査うち現地での作業など)について は直接建設企業へ発注することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。その場合、落札者決定後に提案に合わせて基本協定書(案)を修正します。
2	基本協定書(案)	事業契約不調の場合における処理	7	第12条		市の責めに帰すべき事由による、事業契約締結の遅延又は締結不能について、実施方針に添付されているリスク分担には貴市の負担となっておりますが、基本協定書には記載が見当たりません。 どの条文で確認ができますでしょうか。	基本協定書(案)を含む入札説明書等と実施方針等との優劣関係については、入札説明書1頁「第1」の項において「入札説明書等の規定が優先する」とされているとおりであり、ご質問の場合についても基本協定書(案)の規定に従って処理することになります。事由の如何を問わず、落札者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合には基本協定書(案)第12条第2項に従い、本事業の準備に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことになります。

■事業契約書(案)に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所			質問	回答
			頁	条	項		
1	事業契約書(案)	本施設等に係る光熱水費等の負担	26	第54条		「事業者は、維持管理業務を実施するために必要な電力、ガス、水道等の光熱水費、消耗品、衛生消耗品、資機材等は、市が負担する。」との記載が御座いますが、貴市にて想定されておられます「消耗品」「衛生消耗品」「資機材等」をご教示願います。	第54条は令和7年12月5日に「事業者が維持管理業務を実施するために必要な電力、ガス、水道等の光熱水費は市が負担するが、事業者は、光熱水費のかかる設備については効率的な使用に努めるものとする。また、事業者が維持管理業務を実施するため必要な消耗品、衛生消耗品、資機材等に要する費用は、要求水準書に特記するものを除き、事業者が負担するものとする。」と修正していますのでご確認ください。 そのうえで、「消耗品」「衛生消耗品」「資機材等」とは、トイレットペーパーや手洗い洗剤、清掃用具(ゴミ袋、掃除機等)などを想定しています。

■事業契約書(案)別紙に関する質問への回答

No.	資料名	タイトル	該当箇所					質問	回答
			頁	数	(数)	数	カナ		
1	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	7	2	(1)	①		備品調達業務及び関連業務に要する費用と建設業務の令和10年度の建設業務費の支払い時期は同時になりますでしょうか	同時期に適正な請求書が提出された場合は、概ね同時期の支払いになると考えております。
2	事業契約書(案) 別紙	【別紙6】サービス対価の構成、算定方法、支払方法及び改定方法	8	3	(1)	①		建設業務と工事監理業務に対する業務費は竣工時に請求し、請求書受領後30日以内に支払われることでよろしいでしょうか。(参考:1月31日竣工の場合、2月28日支払い)	建設業務及び工事監理業務に対するサービス対価の請求は、竣工後、市に提出したコスト管理計画書等を基に実施する所定の市の検査に合格した後に行ってください。